

小谷村森林整備計画 変更計画書

(令和 7 年 4 月 1 日 変更)

計画期間 自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 13 年 3 月 31 日

長野県
小谷村

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、小谷村森林整備計画を変更する。
なお、小谷村森林整備計画の変更は、令和 7 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① I 基本的事項 1 (2) の森林・林業の現状の数値修正（P7～P11）
- ② II 森林の整備第 1 の 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法の主伐の方法の内容の変更（P19）
- ③ II 森林の整備第 2 の造林の説明の変更及び(2) 人工造林の標準的な方法に低密度植栽に関する記載の追記（P21～P22）
- ④ 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域の変更（P55）

市町村位置図



目 次

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題	7
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	14
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	17

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)	18
1 樹種別の立木の標準伐期齢	18
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	18
3 その他	21
第2 造林	21
1 人工造林	21
(1) 対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	23
(1) 対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	27
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	28
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他	28

第3 間伐及び保育	28
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	28
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	30
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	31
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	31
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止機能/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	33
(1)区域の設定	
(2)森林施業の方法	
3 その他	41
(1)施業実施協定の締結の促進方法	
(2)その他	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	41
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	41
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	41
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	42
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	42
第6 森林施業の共同化の促進	42
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	42
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	42
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	43
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設	43
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	43
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	44
3 作業路網の整備	44
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	

第8 その他	47
1 林業に従事する者の養成及び確保	47
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	47
3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備	47
Ⅲ 森林の保護	
第1 鳥獣害の防止	50
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	50
(1)区域の設定	
(2)鳥獣害の防止方法	
2 その他	50
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	50
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	50
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	51
3 林野火災の予防の方法	52
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	52
Ⅳ 森林の保健機能の増進	
1 保健機能森林の区域	52
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	54
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	54
4 その他	55
Ⅴ その他森林の整備に必要な事項	
1 森林経営計画の作成	55
2 生活環境の整備	56
3 森林整備を通じた地域振興	56
4 森林の総合利用の推進	56
5 住民参加による森林の整備	57
6 森林経営管理制度に基づく事業	57
7 その他必要な事項	57
【計画策定の経過】	60

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置（小谷村役場）

東経 137° 54.40′ 北緯 36° 46.36′ 海拔 516.25m

◇面積

267.91km²（東西 14.0km、南北 20.5km、周囲 79.4km）

◇土地の地目別面積＜令和2年現在＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
3,522 千m ²	1,385 千m ²	1,041 千m ²	126,032 千m ²	23,719 千m ²	110,346 千m ²

◇気象（令和3年中：小谷村役場外）

気温		年間総降水量	最深積雪量
最高	最低		
36.8 ℃	−11.2℃	2061 mm	144cm

◇地形・地質

村の中央を日本海に北流する一級河川姫川を挟み、東側は妙高戸隠連山、西側は中部山岳と2つの国立公園の壮大な自然に囲まれた急峻な狭谷型の地形となっています。

この姫川に沿って縦断する糸魚川・静岡構造線により、もろくて弱い地質地帯が広範囲に及んでおり、姫川を堺とする東側は地質がぜい弱で、西側は比較的緩斜面が続くため高原的景観を有し、良質なスキーゲレンデがつくられています。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

本村は、森林面積 **23,657** h a（森林率 88.3%）と森林の割合が非常に高くなっています。このうち民有林面積は **16,439** h a で森林面積の **69.5%**を占めています。

民有林の人天別資源面積は、人工林 **3,142**ha、天然生林 **13,297**ha と広葉樹林が大部分を占め、また、人工林率 19%と極端に低いのが地域の特徴です。

中部山岳国立公園や妙高戸隠連山国立公園等森林レクリエーションの好立地環境にある本村は、平成19年3月に森林セラピー基地として認定され、この恵まれた天然広葉樹林等を活用した森林の総合利用を図ることが、地域の活性化及び観光誘客に繋がると考えられます。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積 m³

民 国 別	資 源 量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民 有 林	面 積	3,108.73	33.46	3,142.19	266.30	12,489.67	540.40	13,296.37	3,375.03	12,523.13	540.40	16,438.56
	蓄 積	1,121,343	2,610	1,123,953	74,260	1,237,477	24,471	1,336,208	1,195,603	1,240,087	24,471	2,460,161
国 有 林	面 積	574	23	597	452	4,968	1,201	6,621	1,026	4,991	1,201	7,218
	蓄 積	124,712	10,699	135,411	54,597	697,446		752,043	179,309	708,145		887,454
合 計	面 積	3,682.73	56.46	3,739.19	718.30	17,457.67	1,741.40	19,917.37	4,401.03	17,514.13	1,741.40	23,656.56
	蓄 積	1,246,055	13,309	1,259,364	128,857	1,934,923	24,471	2,088,251	1,374,912	1,948,232	24,471	3,347,615

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地、更新困難地及び施設敷を含みます。

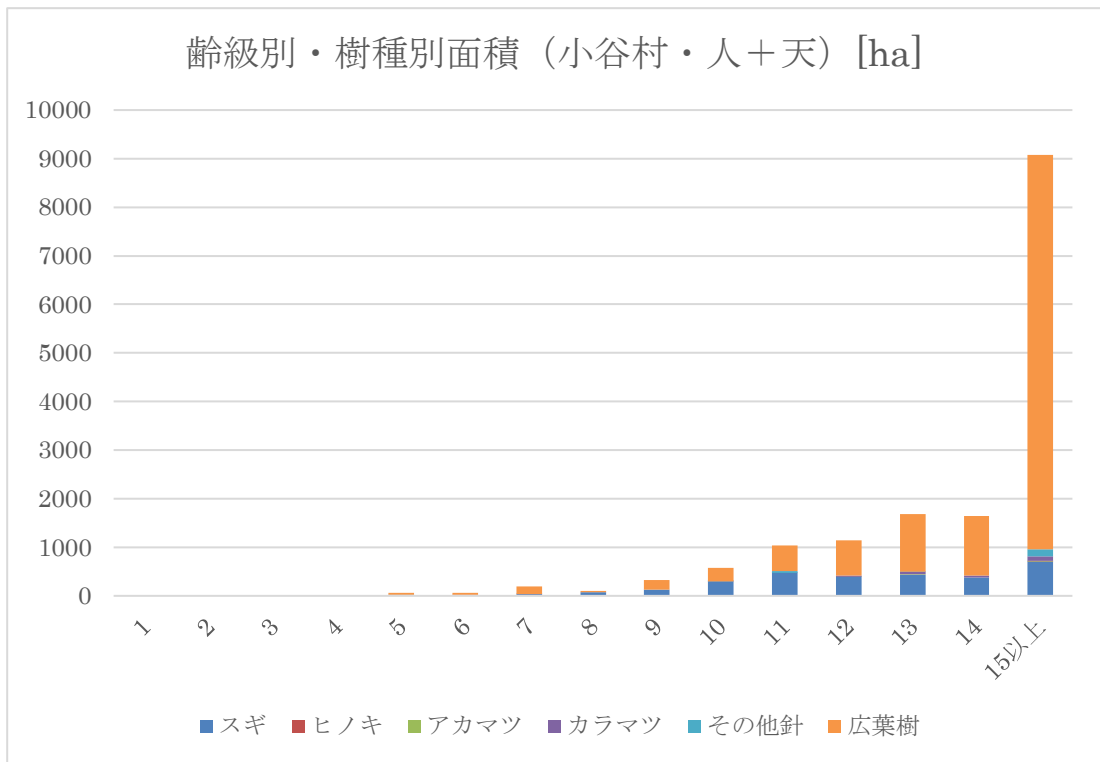
民有林の人工林割合 面積 19% 蓄積 46%

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)		蓄積 (m ³)	
		比率		比率
アカマツ	16.36	0.1%	3,733	0.2%
カラマツ	208.42	1.3%	49,491	2.0%
スギ	2,951.50	18.6%	1,104,518	45.4%
ヒノキ	5.90	0%	353	0%
その他針	192.85	1.2%	37,508	1.5%
広葉樹	12,523.13	78.8%	1,240,087	50.9%
計	15,898.16	100.0%	2,435,690	100.0%

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



以上

② 森林の所有形態

森林の所有形態は、県有・村有林の公有林が 26% (4,311ha)、私有林が 74% (12,128ha) で長野県の割合と同じです。

私有林の内訳は、集落有林 4,437ha、団体有林 1,112ha、個人有林が 3,902ha（私有林の 32%）となっています

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		材積	
			割合		割合
公有林	県	882.62ha	5.4%	154,702m ³	6.3%
	市町村	3,427.94ha	20.8%	449,338m ³	18.3%
	財産区	—ha	—%	—m ³	—%
	計	4,310.56ha	26.2%	604,040m ³	24.6%
私有林	集落有林	4,436.64ha	27.0%	500,708m ³	20.3%
	団体有林	1,112.41ha	6.8%	191,766m ³	7.8%
	個人有林	3,902.34ha	23.7%	823,975m ³	33.5%
	その他	2,676.61ha	16.3%	339,672m ³	13.8%
	計	12,128.00ha	73.8%	1,856,121m ³	75.4%
合 計		16,438.56ha	100.0%	2,460,161m ³	100.0%

③ 林業労働の現状

林業事業体数は5事業体あり、内訳は個人事業者2、会社1、森林組合1、生産森林組合1で従業者数は44人となっています。

また、製材業は1者で従業者数は6人となっています。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)	備 考
森林組合	1	10	北アルプス森林組合
会社	1	26	
個人事業主	2	8	
生産森林組合	1		
製材業	1	6	
合 計	6	50	

※北アルプス地域振興局林業事業体調査等の集計による

【林業機械等設置状況】

単位：台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
フェラーバンチャ		1			1
スキッダ					0
プロセッサ		2			2
ハーベスタ	1	1			2
フォワーダ		3		2	5
タワーヤーダ					0
スイングヤーダ	1				1
グラップルバケット					0
その他				4	4
合 計	2	7	0	6	15

※北アルプス地域振興局管内台数

④ 林内路網の整備状況

【路網整備状況(令和2年度末)】

区 分		路 線 数	延 長		密 度
			うち舗装		
基幹路網	公 道(国・県・村)	266 路線	323.9km	185.7km	—m/ha
	林 道 (うち1路線は白馬村起点)	22 路線	99.2km	49.3km	7.2m/ha
	林業専用道	—路線	—km	—km	—m/ha
	計		423.1km	235.0km	—m/ha
森林作業道		15 路線	9.03km	—km	0.5m/ha
合計		路線	432.1km	235.0km	—m/ha

※村の森林面積割合(88.5%)から公道(国・県・村)は全線「基幹路網」としています

⑤ 保安林の配備状況

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	4,593.18ha	27.9%
土砂流出防備保安林	1,708.55ha	10.4%
土砂崩壊防備保安林	15.26ha	0.1%
なだれ防止保安林	136.36ha	0.8%
落石防止保安林	14.89ha	0.1%
保健保安林	450.11ha	2.7%
合 計	6,918.35ha	42.1%

※民有林総面積 16,439ha

※2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、重複した数値になっています。

⑥ 地域の取り組み状況

●小谷村キハダ生産組合について

生薬原料となるキハダ（オウバク）の生産振興を図るため、平成 27 年 6 月に小谷村キハダ生産組合が発足しました。組合全体で年間 1 t 以上を継続的に供給できるよう取り組んでいます。

また、キハダの内皮だけでなく、積極的にキハダ材の利用と他の生薬原料等の生産についても検討していきます。



H26.7 第 1 回キハダ振興検討会議



組合員から集荷されたキハダ

●森林セラピーについて

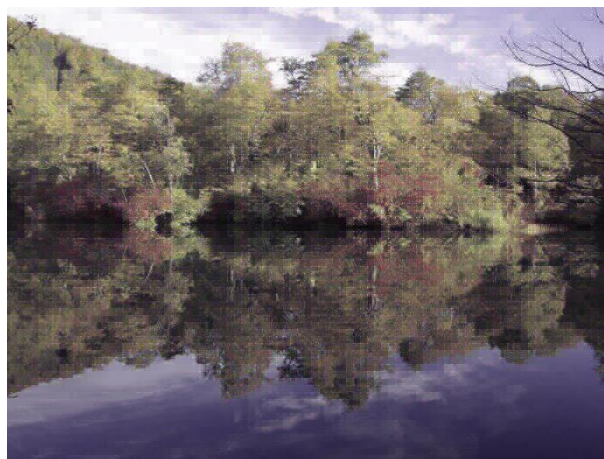
平成 19 年に小谷村は、村全体が「森林セラピー基地」として認定されました。その中でも、拇池自然園、雨飾高原鎌池、拇池・コルチナウッドチップロード、塩の道の 4 コースが代表的なセラピーコースとなっており、村内の有志からなる「おたり森林セラピーインストラクター協会」では、ガイド業を行っています。

おたり森林セラピー公式 HP <http://otari-shinrin.com/index.html>

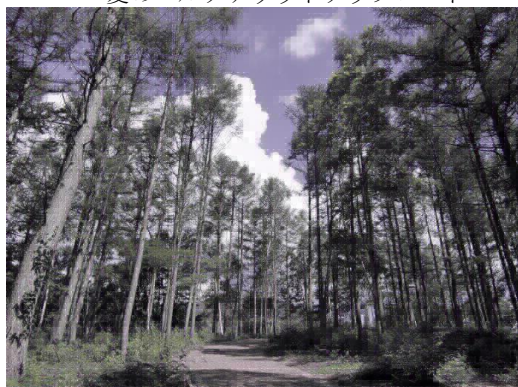
紅葉の拇池自然園



紅葉の雨飾高原鎌池



夏のコルチナウッドチップロード



塩の道 千国街道



※森林セラピー基地とは

特定非営利活動法人森林セラピーソサエティ・ステアリングコミッティによって認定された森林。生理的なリラクセス効果があるか、良好な森林環境であるかなど、一定の審査基準をクリアすることが条件です。

おたりは
自然が豊富♪



(3) 森林・林業の課題

ア 公益的機能を発揮させる森林づくり

奥地にある人工林等で、手入れを行うことが困難な森林が多くあります。特に水源涵養機能や山地災害防止機能等の森林の公益的機能の発揮が求められる森林については、森林整備や天然広葉樹を誘導し、育成する等により針広混交林への森林づくりが求められます。

イ 間伐の推進、搬出材の活用

成育途上で樹幹がうっ閉した林分や、林齢の高いものの間伐が遅れている林分、また、住民の暮らしとの関わりが深い里山などの間伐を推進していきます。特にスギについては木材市場の動向を調査・研究し、有効に材を活用する必要があります。

ウ 施業集約化の推進、所有者情報の整備

私有林では小規模な森林所有者が多く、森林所有者が自ら施業を実施することが困難な状況が見受けられることから、林業事業体が経営を受託し、森林経営計画を作成するなど、森林の適正な管理を進める取組が必要となっています。

また、不在村や相続登記の未実施により、所有者不明となる森林が増加することで、森林整備や公共事業の実施に支障をきたすことから、所有者の情報整備が重要な課題となっています。

エ 林業労働力の確保

若い世代の林業従事者が減少しており、持続可能な林業生産活動に対応するため、新規就業者の確保が必要となっています。林業経営の安定と経済性の向上を図り、他産業と同等以上の雇用条件となることが重要であると考えられます。

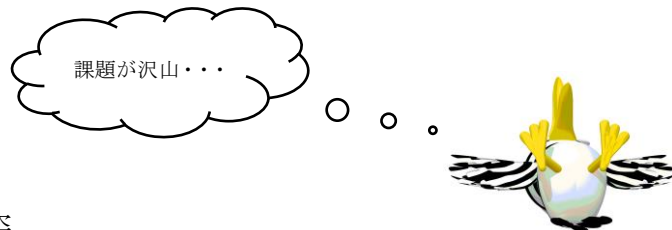
しかし、村の急峻な地形から、主伐や搬出が困難な森林が多いことにより、林業の仕事自体が少ない現状です。まずは、キハダ材や黒炭の推進などを積極的に行い、村内の材の利用推進を図り、木材の受け皿を構築することで林業の仕事を確保する必要があると考えられます。

オ 小谷村キハダ生産組合の課題

生産組合全体で年間 1 t 以上を継続的に生産していく必要がありますが、組合員の半数以上は 70 歳以上の高齢者であり、重労働が困難な状況です。組合の取り組みを広く周知し、組合員の確保を図り、協力して生産していく必要があります。また、継続して生産していくためには、利用するだけでなく造林が必要となってきます。

カ 炭焼きについての課題

炭焼きの担い手は高齢化などの理由により全国的にも減少しており、小谷村でも課題となっています。伝統ある炭焼きを継承していくためにも、後継者の育成が必要となっています。



2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、中部山岳地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の 主な施業の方法	設定理由
伊折	水源涵養 ^{かん}	達成・未達成	誘導・維持	間伐	村営水道水源林の為
黒川	水源涵養 ^{かん}	達成・未達成	誘導・維持	間伐	村営水道水源林の為
川内	水源涵養 ^{かん}	達成・未達成	誘導・維持	間伐	村営水道水源林の為
北野・梅池・ コルチナ	保健・レクリエーション	達成・未達成	誘導・維持		

村営水道の水源林（伊折地区）



村営水道の水源林（黒川地区）



村営水道・水源について学習する小谷小学校4年生



(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

①スギ材の利用について

奥山で手入れが困難、木材価格が安いいため伐採しても利益に繋がらないなど、様々な理由によって活用されにくいスギ材について、林業従事者の雇用促進、公益的機能森林の維持、森林の荒廃防止を図るため、木材価格の動向調査及び材の活用方法を継続的に調査・研究していきます。

②広葉樹の活用について

村内で豊富に分布する広葉樹材の価値を高め、家具材としての活用や銘木市場への供給等を研究し、新たな販売ルートを構築します。

また、イタヤカエデやクルミ等の樹種から樹液採取を行い、新たな林産物資源、観光資源としての活用を研究します。

そのため、大径木の資源量調査が必要なことから、村民へのアンケート調査を実施します。以上の取組により、スギ人工林を含めた集約化を行い、併せて整備を進める効果を期待します。

③不在村者による管理放棄地の解消について

集約化が容易となるよう、不在村者とは、村と永年管理契約を締結する仕組みを研究します。また、不在村者による森林への関心が向くように、伐採による収入を契約者と村で分収する契約方法を検討します。

④観光資源としての森林利用の推進

都会の中学校等による林業体験学習の受け入れを推進し、交流を深めるとともに地域の収入増を図ります。

また、現在も行われている山菜ツアーや雪上体験ツアーなどの森林のレクリエーション利用を進めます。特に、近年増加傾向の外国人旅行者を対象としたツアープログ

ラムの開発は、若者定着のための取組と併せて研究します。

⑤情報発信の取組

SNS 等の積極的な活用により、各取組を情報発信し、誘客につなげていきます。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

中信森林管理署、長野県、小谷村、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

Ⅱ 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

中部山岳地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定めます。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおりに定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹 種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針 葉 樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広 葉 樹	クスギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林(人工造林又は天然更新)により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区 分	主 伐 の 方 法 の 内 容
皆 伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的である。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合であては40%以下）であるものとする

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。
皆 伐	① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20haを超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅20m以上（周辺森林の成木が20mを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道

択 伐	① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。
------------	---

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	認定者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から 2 年を経過する日までの期間に確認する。	小谷村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から 2 年を経過する日までの期間に確認する。	(県認定計画は北アルプス地域振興局) (市町村認定計画は小谷村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間に確認する。	

確認方法は、「第2 造林」の人工造林、天然更新の基準及び調査等の方法のとおりとします。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県北アルプス地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、**県内の採種園の植栽木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー(第2世代精英樹)等の花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。**

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について考慮しつつ、低密度植栽(疎仕立て)の導入に努めることとします。

また、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め活着率の高いコンテナ苗の使用や、下刈回数を少なくするため大苗を使用し、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
	ha 当たりの植栽本数 (本) 目安					
疎仕立て	1,500	－	－	1,500	－	－
疎仕立て～ 中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800	2,000	－
中庸仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

注) 保安林にあっては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵え	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付け	コンテナ苗木等植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病虫害、野生鳥獣被害地も含む)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコンデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)	クマシデ(カバノキ科)

アカシデ(カバノキ科)	ブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)	カシワ(ブナ科)
クリ(ブナ科)	オヒョウ(ニレ科)	エノキ(ニレ科)
エゾエノキ(ニレ科)	ハルニレ(ニレ科)	ケヤキ(ニレ科)
フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)	ヒロハカツラ(カツラ科)
タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)	ホオノキ(モクレン科)
カスミザクラ(バラ科)	オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)
ウワミズザクラ(バラ科)	イヌザクラ(バラ科)	シウリザクラ(バラ科)
ズミ(バラ科)	アズキナシ(バラ科)	ナナカマド(バラ科)
イヌエンジュ(マメ科)	キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ(カエデ科)	ミネカエデ(カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)
シナノキ(シナノキ科)	オオバボダイジュ(シナノキ科)	ハリギリ(ウコギ科)
コシアブラ(ウコギ科)	ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)
クマノミズキ(ミズキ科)	リョウブ(リョウブ科)	コバトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)
ヤチダモ(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)	カラマツ(マツ科)
キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	コメツガ(マツ科)
スギ(スギ科)	ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)
ネズコ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)	

(平成 20 年 1 月長野県『災害に強い森林づくり指針』解説を参考としました。)

ぼう芽更新樹種一覧表

区 分	樹 種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及 びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するお おむねの限界根元直 径(参考)
ば う 芽 更 新 樹 種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm

	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。)

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方 法	内 容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然補助更新	地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
天然更新補助作業	刈 出 し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植 込 み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。(必要な場合は、長野県北アルプス地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。)

⑤ 天然更新の完了判定基準

(なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則人工造林を計画すること。)

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3－2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

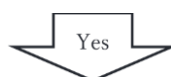
また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても植栽を計画することとします。

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋

○「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定例

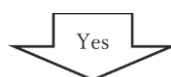
1 現況が針葉樹人工林である



2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
(堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない)

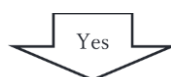


3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない



4 林床に更新樹種が存在しない

- ・過密状態にある森林
- ・シカ等による食害が激しい森林
- ・ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積(ha)	備考
設定しない	0.00	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

5 その他

特になし

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

注) () 内は、本数間伐率です。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-

ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	20 年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が 10 分の 8 以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいいます、また材積に係る伐採率が 35% 以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工造林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1 列伐採、2 列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1 回目) 6 月上旬～ 7 月上旬 (2 回目) 7 月下旬～ 8 月下旬	2 年生～ 10 年生	年 1～ 2 回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの 1.5 倍になるまで実施する。必要に応じて、年 2 回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化、効率化にも留意する。
枝打ち	スギ ヒノキ	11 月～5 月	11 年生～ 30 年生	最大 8m までに必要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5 月～7 月 (9 月～3 月)	11 年生～ 25 年生	1 回～ 2 回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6 月上旬～ 7 月上旬	11 年生～ 30 年生	必要に応じて 2～3 回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

- ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。
- イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。
- ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫 被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付け3森推第838号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能維持増進森林	50 年	50 年	55 年	50 年	70 年	25 年	30 年	80 年	30 年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源^{かん}涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として長伐期施業または複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの①から④の森林	おおむね 80 年	おおむね 80 年	おおむね 90 年	おおむね 80 年	おおむね 120 年	おおむね 30 年	おおむね 40 年	おおむね 140 年	おおむね 40 年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると小谷村長が判断した箇所

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内にのうち人工林については、原則として主伐後には、植栽による更新を図ることとします。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種		施 業 の 方 法
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、2年以内に植栽する。
間 伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。
主 伐	林 齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積		伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域											面積 (ha)		
		林班	小班												
			い	ろ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	る		を	
水源 涵養 機能 維持 増進 森林	伐期の延長を推進すべき森林	1		○											3259.90
		6	○	○											
		16	○	○	○	○	○	○							
		18				○									
		19			○	○	○								
		20	○	○											
		23					○								
		24			○										
		35						○							
		37	○	○	○	○	○								
		38	○	○	○	○									
		39	○	○											
		40	○	○											
		44	○	○	○	○									
		45					○								
		47	○												
		48	○	○	○	○	○								
		49		○	○										
		50				○	○	○	○	○	○	○			
		52		○											
		58					○								
		59												○	
		60		○	○	○	○	○							
		65	○	○											
		66	○	○	○	○	○	○							
		67	○	○	○	○	○	○							
		68	○	○											
		81	○	○	○	○									
		92				○									
		133		○	○	○	○	○							
		179	○												
		181		○				○	○						
		185	○	○											
		186	○	○	○										
		187	○	○	○	○	○								
		189	○												
		190	○	○	○										
		191	○	○	○	○									
		192	○	○	○	○	○	○							
		193	○	○	○	○									
		204	○	○	○	○	○	○							
		205	○	○	○	○	○	○	○	○					
		206	○	○	○										
		207	○	○	○										
		208	○												
		209	○	○	○	○									
		210	○												
		211	○	○	○	○	○	○							
		212	○	○	○	○	○	○							
221	○														
長伐期施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	10	○	○	○									1792.56	
		11	○		○										
		12	○	○	○	○	○								
		16		○											
		17	○												
		24		○											
		40			○										
		50			○										
		52		○											
		57													
		75	○							○					
		81				○									
		87			○										
		94	○	○	○										
		95	○	○	○	○									
		96	○	○	○	○	○								
		97	○	○	○										
		141	○	○	○	○	○	○	○						
		168			○										
		178		○	○										
		179			○	○									
		180	○	○	○	○									
		181	○		○	○									
		182	○	○	○	○	○								
		183	○	○	○	○									
		184	○	○	○										
		194	○	○	○	○	○								
		195	○	○	○										
		196	○	○											

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域												面積(ha)
		林班	小班											
			い	ろ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る	
山地災害／土壌保全機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	105			○	○								5249.48
		107			○									
		109			○	○								
		111		○	○									
		112	○	○	○									
		113	○	○	○									
		114	○	○										
		116	○	○	○									
		117	○											
		118	○	○										
		119	○	○										
		123			○	○								
		127	○											
		128			○	○	○							
		137											○	
		138	○											
		141	○	○	○	○	○	○	○					
		143						○	○					
		144		○	○									
		146		○					○	○				
		147		○		○								
		148					○							
		150	○	○	○	○	○	○						
		151		○										
		152	○	○	○	○	○							
		153	○	○	○	○								
		154	○	○										
		155	○	○										
		156	○	○	○		○							
		157		○	○									
		158	○	○										
		159			○	○								
		160					○							
		161	○											
		162	○				○							
		163	○											
		164	○				○							
		165	○											
		166		○	○									
		167	○	○										
	168		○	○										
	171		○	○										
	172		○		○									
	173		○	○	○									
	174			○										
	175		○	○	○									
	177	○												
	178		○	○										
	179		○	○	○									
	180	○	○	○	○									
	181	○		○	○			○						
	182	○	○	○	○	○	○							
	183	○	○	○	○									
	184	○	○	○										
	188	○	○	○										
	195	○	○	○										
	196	○	○											
	197	○	○	○										
	200	○			○									
	202		○											
	203			○	○									
	213	○	○	○	○									
	214	○	○	○										
	215	○												
	216	○												
	217	○												
	219	○	○											
	220		○											

区分	施業の方法	森林の区域												面積(ha)	
		林班	小班												
			い	ろ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る		
保	長伐期施業を推進すべき森林	4				○								1853.44	
健		7	○	○											
文		8	○	○											
化		9	○	○	○	○									
機		10	○	○	○										
能		11	○	○	○										
維		12	○	○	○	○	○								
持		16		○											
増		17	○												
進		22				○	○								
森		35							○						
林		154	○	○											
		194	○	○	○	○									
		195	○	○	○										
		196	○	○											
		197	○	○	○										
		198	○	○											
		199	○	○	○										
		200	○	○	○	○									
		201	○	○	○										
		202	○	○	○	○	○								
		218		○											

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表3】

区分	公益的機能 との重複	施業の方法	森林の区域														面積(ha)	
			林班	小班														
				い	ろ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る	を	わ		か
木材生産機能維持増進森林		通常	1			○	○	○									4401.47	
		2	○				○											
		3	○	○														
		4	○		○	○	○	○										
		5	○	○														
		6		○	○	○												
		13	○	○	○													
		14	○	○	○													
		15	○	○	○													
		18			○													
		19	○	○	○													
		20			○	○												
		21				○												
		22		○		○	○	○	○									
		23		○		○				○	○	○						
		24					○											
		25	○	○	○													
		26		○		○		○	○									
		27	○															
		28		○	○													
		29			○	○												
		30		○	○		○	○										
		31		○		○												
		32				○												
		35		○					○	○								
		36	○		○				○	○								
		41	○	○	○	○												
		42				○												
		43	○	○	○	○												
		45		○	○	○		○	○									
		46	○															
		47		○	○	○	○	○										
		49	○	○														

区分	公益的機能 との重複	施業の方法	森林の区域													面積 (ha)		
			林班	小班														
				い	ろ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る	を		わ	か
木材生産機能維持増進森林		通常	50	○														
			52	○		○				○								
			53			○	○											
			54	○	○	○		○	○									
			56					○	○									
			57				○	○	○	○								
			58				○											
			59	○			○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
			60						○									
			61			○												
			62	○	○		○											
			63	○	○													
			64	○	○													
			69	○	○	○	○	○	○									
			70	○	○	○	○											
			73	○	○	○												
			74	○														
			75				○											
			76	○	○	○	○											
			77	○	○	○	○											
			78	○	○													
			84	○														
			85		○	○		○										
			86		○	○	○											
			87		○													
			88	○			○											
			93						○									
			98			○												
			99	○	○	○	○	○										
			101	○	○	○	○											
			102	○			○	○	○									
			110			○												
			111	○			○											
			114			○												
			115	○	○													
			119			○												
			120	○	○	○	○	○	○									
			121	○	○													
			122	○	○	○												
			123	○	○													
133	○			○	○													
137	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
138		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
143	○	○	○	○	○													
144	○																	
145	○	○	○	○	○													
146	○		○	○	○	○												
147	○		○															
148	○	○	○	○		○												
149	○	○	○	○	○	○	○											
151	○		○	○														
153					○													
157	○																	
158			○															
159	○	○																
160	○	○	○	○		○												
161		○																
162		○	○	○														
163		○	○	○	○	○	○											
164		○	○	○														
165		○																
167			○															
168	○																	
169		○	○	○														
170	○	○	○	○	○													
171	○			○														
172	○		○															
173	○																	
174	○	○																
175	○																	
176	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
177		○																
178	○																	
180					○													
187					○													
203	○	○			○													
209	○																	
210	○																	
211				○	○													
212	○	○	○		○													
218	○	○																
219			○															

区分	公益的機能 との重複	施業の方法	森林の区域															面積 (ha)	
			林班	小班															
				い	ろ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る	を	わ	か		
木材生産機能維持増進森林	水源涵養	伐期の延長	1		○													3056.62	
			6	○	○														
			16	○	○	○	○	○	○										
			19			○	○												
			20	○	○														
			24			○													
			35						○										
			37	○	○	○	○	○											
			38	○	○	○	○												
			39	○	○														
			40	○	○														
			44	○	○	○	○												
			45					○											
			47	○															
			48	○	○	○	○	○											
			49		○	○													
			50				○	○	○	○	○	○		○					
			52		○														
			58					○											
			59												○				
			60		○	○	○	○											
			65	○	○														
			66	○	○	○	○	○	○										
			67	○	○	○	○	○											
			92				○												
			133		○	○	○	○	○										
			179	○															
			181		○			○	○										
			185	○	○														
			186	○	○	○													
			187	○	○	○	○												
			189	○	○														
			190	○	○	○													
			191	○	○	○													
			192	○	○	○	○	○											
			193	○	○	○													
			204	○	○	○	○	○											
			205	○	○	○	○	○	○	○									
			206	○	○	○													
			207	○	○	○													
			208	○															
			209	○	○	○	○												
			210	○															
			211	○	○	○	○	○											
			212	○	○	○	○	○											
			221	○															
長伐期施業	10	○	○	○												1637.94			
	11	○		○															
	12	○	○	○	○	○													
	16		○																
	17	○																	
	24		○																
	40			○															
	50			○															
	52		○																
	57								○										
	75	○																	
	87			○															
	94	○	○	○															
	95	○	○	○	○														
	97	○	○	○															
	168			○															
	178		○	○															
	179			○	○														
	180	○	○	○	○	○													
	181	○		○	○														
182	○	○	○	○															
183	○	○	○	○															
184	○	○	○																
194	○	○	○	○															
195	○	○	○																
196	○	○																	

区分	公益的機能 との重複	施業の方法	森林の区域															面積(ha)	
			林班	小班															
木材生産機能維持増進森林	山地災害防止 /土壌保全	長伐期施業	2	い	ろ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る	を	わ	か	4096.51	
			4		○		○												
			7		○														
			23			○													
			24	○	○														
			26	○					○										
			27		○	○													
			28	○			○												
			30	○				○											
			31	○															
			32		○	○													
			33								○								
			34	○	○		○	○											
			35	○			○	○			○				○				
			40				○												
			41								○								
			42	○	○	○	○				○	○							
			45	○															
			46		○	○	○	○			○	○							
			50		○	○	○								○				
			51								○	○				○			
			52		○	○	○				○								
			53	○	○	○			○										
			54					○				○							
			55	○	○	○	○	○	○		○		○						
			56	○	○	○	○	○											
			57	○	○	○	○	○					○						
			58			○	○												
			59		○	○	○	○				○	○			○			
			61	○	○	○													
			62	○	○	○	○												
			75	○	○	○													
			78			○													
			83	○	○														
			84				○												
			85	○		○	○	○											
			86	○															
			87	○		○	○	○											
			88	○					○										
			92	○	○	○	○	○											
			93	○	○	○	○	○		○									
			94	○	○	○	○	○											
			95	○	○	○	○	○	○										
			97	○	○	○	○	○											
			98	○	○	○	○												
			111			○	○	○											
			112	○	○	○	○	○											
			113	○	○	○	○	○											
			114	○	○	○	○												
116	○	○	○	○	○														
118	○	○																	
119	○	○	○																
123			○	○															
137													○						
138	○																		
143								○	○										
146		○							○	○									
147		○			○						○								
148						○													
150	○	○	○																
151		○	○																
153	○	○	○	○	○														
158		○																	
159			○	○															
160					○														
161	○																		
162	○					○													
163	○	○																	
164	○	○				○													
165	○																		
166		○	○	○															
167		○	○	○															
168		○	○	○															
171		○	○	○															
172		○	○	○		○													
173		○	○	○	○	○													
174			○	○	○														
175		○	○	○	○														
177	○																		
178		○	○	○															
179		○	○	○	○														
180	○	○	○	○	○														
181	○	○	○	○	○	○			○										
182	○	○	○	○	○		○		○										
183	○	○	○	○	○														
184	○	○	○	○	○														
188	○	○	○	○	○														
195	○	○	○	○															
196	○	○	○	○															
197	○	○	○	○															
200	○			○															
202		○																	
203			○	○	○	○													
213	○	○	○	○	○														
214	○	○	○	○															
215	○	○	○																
216	○																		
217	○																		
219	○	○																	

区分	公益的機能 との重複	施業の方法	森林の区域															面積(ha)
			林班	小班														
木材生産機能維持増進森林	保健文化	長伐期施業	7	○	○													1816.6
			8	○	○													
			9	○	○	○	○											
			10	○	○	○												
			11	○	○	○												
			12	○	○	○	○	○										
			16		○													
			17	○														
			194	○	○	○	○											
			195	○	○	○												
			196	○	○	○												
			197	○	○	○												
			198	○	○													
			199	○	○	○												
			200	○	○	○	○											
			201	○	○	○												
			202	○	○	○	○	○										
			218		○													

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
特に効率的な施業が可能な森林	皆伐 ※人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を行うこと。	187-は小班	15.18

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

3 その他

- (1) 施業実施協定の締結の促進方法
必要に応じて検討していく。
- (2) その他
該当なし。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が、令和6年度までに民有林面積のおおむね6割で策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。

- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、中信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。

- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

（単位：m/ha）

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35°～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年4月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年9月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

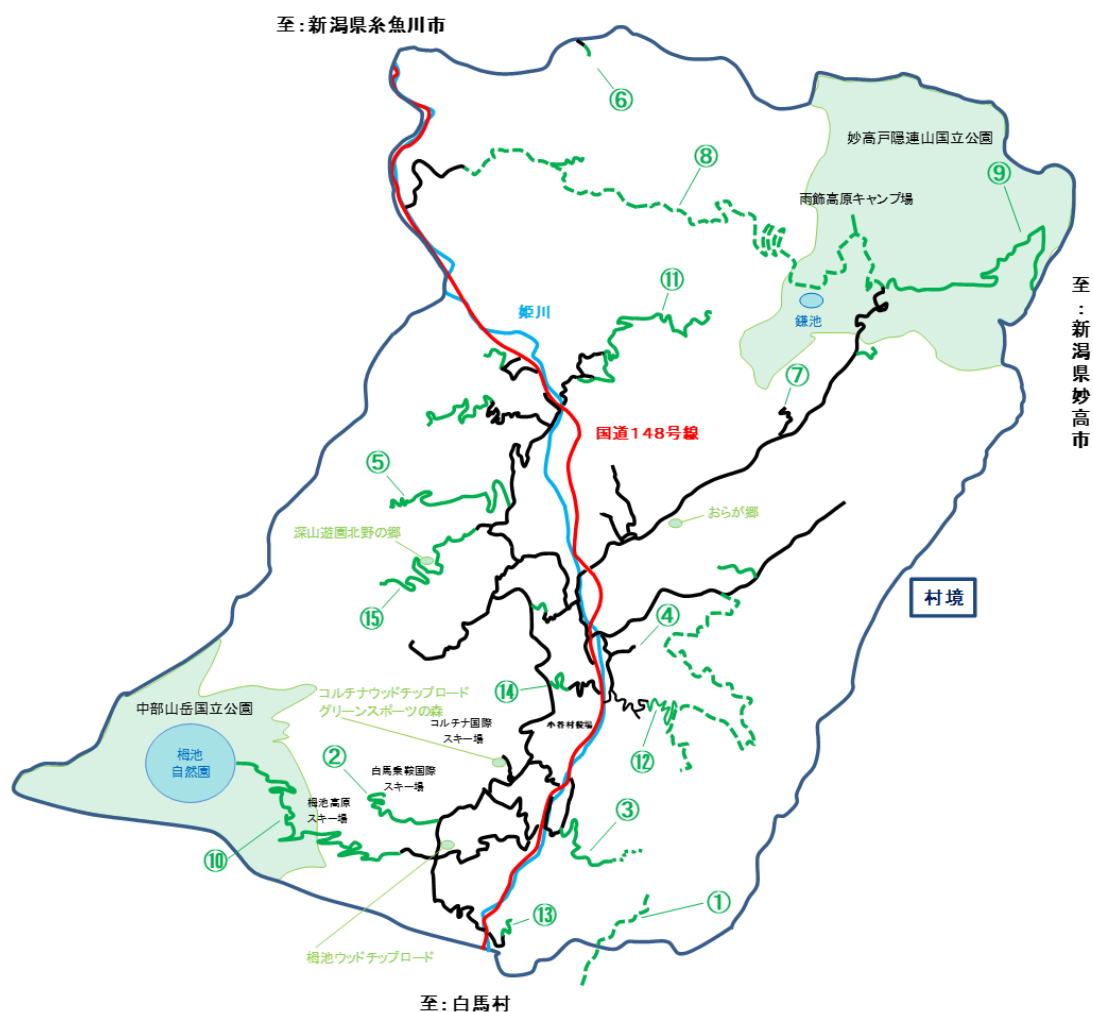
森林整備を容易に行うことができ、かつ計画的に実施できるよう林道を整備していきます。

また、当村は中部山岳と妙高戸隠連山の2つの国立公園に囲まれた自然豊かな村であり、観光シーズンは多くの観光客が訪れ、林道は観光拠点と結びつける重要な観光道路になっています。さらに、住民の生活道路でもあり、有事の際は緊急車両のアクセス道路・迂回路になっていることから、計画的な整備を実施します。

単位 延長：m 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	総延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設(新設)	自動車道	林道	小谷村	白馬小谷東山	4,360	4,015	○	①	B P 白
開設(新設)	自動車道	林道	小谷村	山の神	3,500	630		②	
開設(新設)	自動車道	林道	小谷村	黒川	3,700	208	○	③	
開設(新設)	自動車道	林道	小谷村	日堂	1,500	31		⑮	
開設(新設)	自動車道	林道	小谷村	土沢	2,000	355		⑤	
開設(新設)	自動車道	林道	小谷村	戸土	1,300	227		⑥	
開設(新設)	自動車道	林道	小谷村	大草連	885	72		⑦	
開設(改築)	自動車道	林道	小谷村	姫川妙高	2,000	1,627		⑧	
拡張(改良)	自動車道	林道	小谷村	妙高小谷	4,600	163		⑨	局 部 改
拡張(改良)	自動車道	林道	小谷村	白馬小谷東山	500	4,015	○	①	法 面 保
拡張(改良)	自動車道	林道	小谷村	大池	1,000	1,126	○	⑩	局 部 改
拡張(改良)	自動車道	林道	小谷村	深原	1,500	730		⑪	局 部 改
拡張(改良)	自動車道	林道	小谷村	大久保	1,100	94		⑫	局 部 改
拡張(改良)	自動車道	林道	小谷村	大岩	514	43		⑬	法 面 保
拡張(改良)	自動車道	林道	小谷村	姫川妙高	400	3,143	○	⑧	局 部 改
拡張(改良)	自動車道	林道	小谷村	土沢	100	919		⑤	局 部 改
拡張(改良)	自動車道	林道	小谷村	黒川	200	210	○	③	局 部 改
拡張(舗装)	自動車道	林道	小谷村	白馬小谷東山	3,000	4,015		①	
拡張(舗装)	自動車道	林道	小谷村	山の神	2,000	630		②	
拡張(舗装)	自動車道	林道	小谷村	妙高小谷	6,000	163		⑨	
拡張(舗装)	自動車道	林道	小谷村	深原	2,000	730	○	⑪	
拡張(舗装)	自動車道	林道	小谷村	虫尾	710	56		⑭	
拡張(舗装)	自動車道	林道	小谷村	大岩	519	43		⑬	
拡張(舗装)	自動車道	林道	小谷村	黒川	1,000	208	○	③	
拡張(舗装)	自動車道	林道	小谷村	土沢	2,000	355		⑤	
拡張(舗装)	自動車道	林道	小谷村	北野	411	396		⑮	

基幹路網の整備計画図



凡例	
—	国道
—	県・村道
—	林道

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年8月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う 20 代から 30 代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、圏域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養^{かん}や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、圏域全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

林産物の利用促進のために必要な施設の整備

現状の施設数については、山菜・きのこの加工販売施設が 1 施設、販売施設が 3 施設です。木材の製材に係る加工施設は 1 施設となっています。林産物を安定的に供給できるよう、施設整備を検討していきます。

施設の種類	現状(参考)			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
加工・販売 施設 山菜加工場	番場	約 9,000 kg	①	番場	9,000kg	①	山菜 きのご類
加工施設 大糸木材	塩水	230m ³	②	塩水	250m ³	②	製材工場
販売施設 おたり名産館	雨中	約 3,000kg	③	雨中	3,000kg	③	山菜 きのご類
販売施設 道の駅おたり	下寺	約 5,000kg	④	下寺	5,000 kg	④	山菜 きのご類
販売施設 ブナ林亭	中土	約 50kg	⑤	中土	70kg	⑤	山菜 きのご類

林産物利用促進施設位置図

④道の駅おたり

(農林産物の直売・レストラン・温泉施設有)



⑤ブナ林亭 (鎌池のすぐ隣)



① J A大北 小谷山菜加工場



③おたり名産館 (国道 148 号線沿い)



②大糸木材 株式会社



Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定しない。

必要に応じて都度協議するものとする。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行う。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 薬剤散布等の各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について

「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付け3森推第838号長野県林務部長通知)」により実施します。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

なお、森林病虫害被害がまん延するおそれのある森林については、被害の拡大状況等を

勘案し、圏域の市町村林務担当職員、森林総合監理士、林業普及指導員等と相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで、伐採方法・範囲を決定することとします。なお、伐採後は適切な造林等を行い、健全な育成を図ることとします。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種 名	対象個体群	現 状	対 策
ニホンジカ	その他の地域	生息面積が拡大している	・個体数調整の実施に加え、狩猟期間の延長等による狩猟の推進
ツキノワグマ	北アルプス北部	生息数は安定的に推移している	・森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備による住み分け ・加害個体を選別しての捕獲
ニホンザル	小谷	群れサイズが増加傾向にある 林産物、農作物の被害がある	・出没防止のための生息環境の整備(緩衝帯整備と森林整備の推進) ・加害個体を選別しての捕獲
ニホンカモシカ	長野北部	今後被害の拡大が懸念される。	・防護柵等の物理的対策及び忌避剤による科学的防除の実施 ・加害防除対策を優先に、地域個体群が維持される範囲で、個体数調整による捕獲
イノシシ	全域	林産物、農作物の被害がある	・出没防止のための生息環境の整備(緩衝帯整備と森林整備の推進) ・加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければなりません。そのため、小谷村では、火入れの許可に当たっては、下記のことに留意します。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地(地域森林計画区域外も含む)
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第 47 条第 1 項)
許可条件	期間(7 日以内) 面積(1 件当たり 5ha 以内) 従事者(1ha まで 15 人以上) ※ 1ha を超える場合は、超える部分の面積 1ha あたり 1 人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う 7 日前までに観光地域振興課農林係に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ(野焼き)を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図(ないときは担当に相談) ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負(委託)契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他 (岩石・崩壊)	
千国字 親の原	4ーニ	14.7	6.78	7.92				
千国字 西山	10～12	452.31		228.94			223.37	中部山岳国立公園
千国字 上原	22ーニ・ホ	23.73	12.21	10.60	0.92			
千国字 キワダ 草連	16ーロ 17ーイ	27.09		262.83			8.07	中部山岳国立公園
中小谷 字北野	35ート	23.05	7.53	15.31	0.21			南小谷県有林
中土字 カンバ 平	194ー イ・ロ・ハ・ニ 198ーイ・ロ 199ーイ・ロ・ハ	272.39	17.00	216.51	26.08		12.80	妙高戸隠連山 国立公園

小谷村では、平成 27 年 10 月に中部山岳国立公園と妙高戸隠連山国立公園の 2 つの山岳地帯の峡谷型の地形を活用したサイクリングコース「小谷村ヒルクライムコース」の 2 コースが誕生しました。どちらのコースも県・村道から林道を走行する紅葉の名所であり、森林と触れ合いながらサイクリングすることができる保健機能を持ったコースです。



2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施 業 の 区 分		施 業 の 方 法		
		複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。		
間 伐		単層林である場合、Ry0.85 以上の森林については、Ry が0.75 以下となるよう間伐する。		
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上		
	方 法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
		立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積は、Ry0.65以下となるよう伐採する。		

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地 区 名	施 設 名
千国 親の原	拇池ウッドチップロード
千国 蕨平	コルチナウッドチップロード
千国 池ノ田	グリーンスポーツの森
中小谷 北野	深山遊園北野の郷

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

施設の整備及び維持運営にあたっては、地域の実情や利用者の意向等を踏まえ、次のことに留意するものとします。

ア 周辺の景観に配慮し、森林の状況や利用者の状況に応じた施設整備

イ 施設の一体的かつ計画的な整備

ウ 利用者の安全

(3) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
ブナ	20m	
その他広葉樹	18m	

4 その他

村民だけでなく、観光客も多く利用する保健機能森林について、有害鳥獣による人身被害を未然に防止するための整備を実施するとともに、誰でも森林に入りやすく森林と触れ合うことができる環境づくりに努めます。また、林産物・植物の違法採取の防止のため、注意喚起等の実施に努めます。

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の整備

ウ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

(森林経営計画(区域計画)の要件となる一体整備相当区域)

区域名	林 班	区域面積(ha)
拇池	4・15・18	345.86

2 生活環境の整備

森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林所有者及び林業就業者が山村地域で生活することが重要であり、木材、きのこ等の森林資源や山村地域特有の魅力を活用した就業機会の増大、地元住民や都市からの UJI ターン者(J ターンとは、地方から都市へでた人が故郷に近い地方都市で就業、定住すること)のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など、位置や機能に応じた集落の整備等を通じた山村地域の定住を促進し、地域の活性化を図ることが課題となっています。

人口減少においては今後さらに加速するとされ、人口減少の進行を緩やかにするための施策が急務となっています。人口減少に伴い、集落付近の個人有林が放棄され、その管理放棄により野生鳥獣被害を助長することが懸念されます。森林所有者の情報収集に努め、森林整備を実施しやすい環境を整備し、人と野生鳥獣の住み分けができる森林整備を実施していきます。

3 森林整備を通じた地域振興

①森林の機能の向上を目指すために、レクリエーション施設の整備または周辺の環境整備(森林景観の向上)を実施します。保健機能が向上することで、観光事業と連携した誘客を図り、地域の活性化に繋がります。

②広葉樹材の取引価値を村民に対し情報発信し、森林資源への関心を呼び戻し、材の積極的な流通へつなげることで地域振興を図ります。

4 森林の総合利用の推進

森林を整備・保護するとともに、拇池自然園・雨飾高原・トレッキングコースなどの観光施設との連携を図り、様々な体験型企画やツアーなど、森林資源を有効活用した取り組みを実施します。また、きのこ・山菜・炭などの林産物においても、山菜狩りなどの各種ツアーや炭焼き体験などを継続して企画し、実施していきます。さらに、林産物の更なる需要拡大・安定供給に努めるため、村内各所(山菜加工場・道の駅おたり・名産館)の販売所を主とし、インターネット等を活用した流通体制の構築・流通効率を向上させ、雇用の場の創出にも繋げていきます。



たけのこ狩りツアー



ブナ巨木ツアー

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

小谷小学校 3 学年は「小谷村緑の少年団」として積極的に植樹祭等に参加しています。森林の有する多面的機能の学習や自ら植樹を行い、森林について学んでいます。

集落ごとに植栽、管理を行えるよう地域住民参加の森林整備を実施できるよう指導します。また、友好姉妹都市との交流やボランティア等の参加による森林整備も検討していきます

(2) 上下流連携による取組

森林施業に円滑な実行計画を図るため、県等の指導機関、林業事業体との連携を密にして、普及啓発、経営意欲の向上に努めます。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していきます。

7 その他必要な事項

(1) 小谷村有林の経営に関する事項

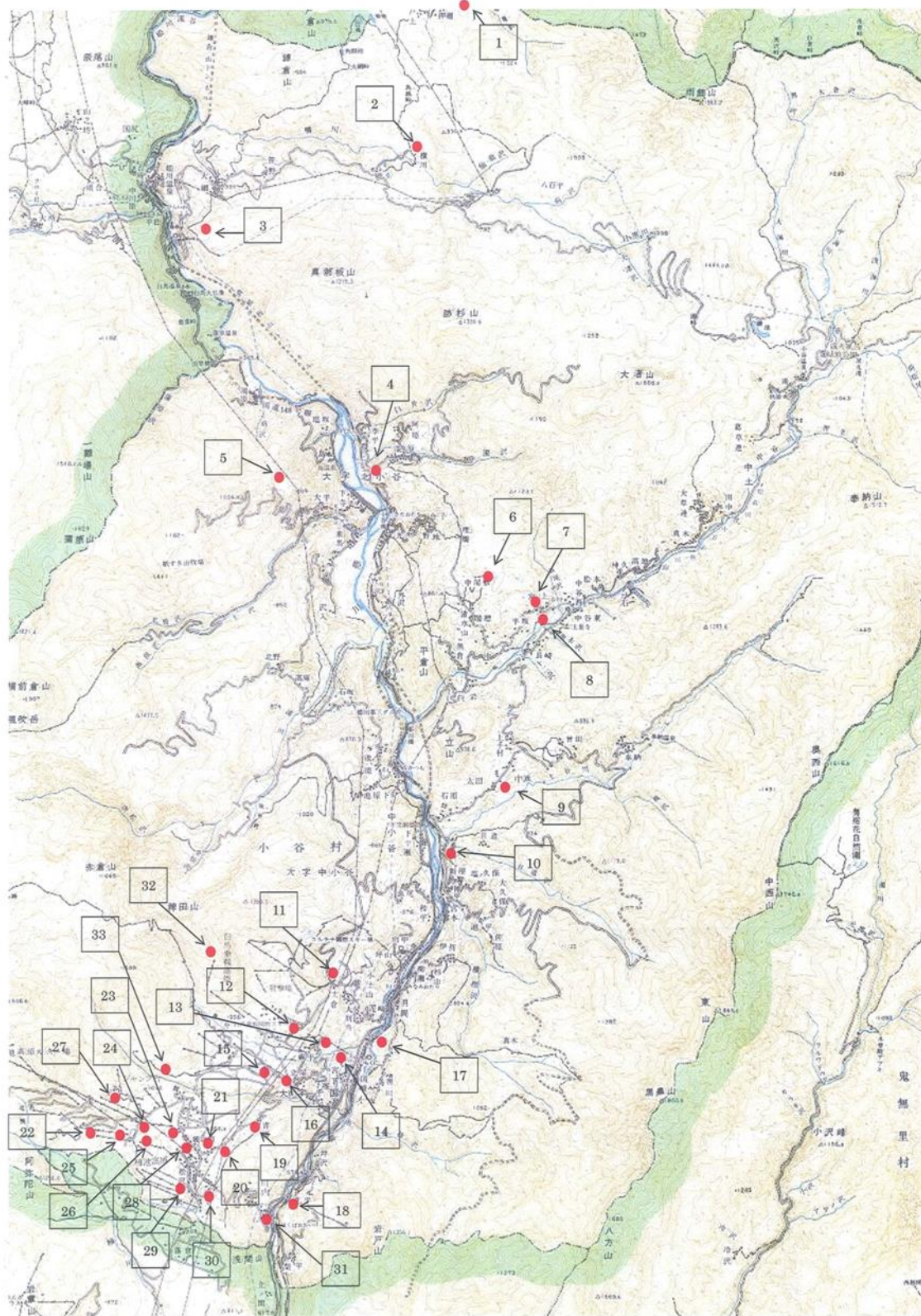
昭和 50 年頃に植栽した村行造林の契約期間が満了となってくるため、森林資源の把握及び木材価格の動向の調査、研究に努め、地権者を含めて方針を検討していきます。

また、村有林・村行造林地は約 3,500 ha (民有林の約 20%) の森林を有し、水源涵養、環境保全、山地災害防止の大きな役割を担っており、これら公有林の維持、保全を推進していきます。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

森林整備の実施箇所が次の埋蔵文化財包蔵地に該当すると思われる場合は、事前に小谷村教育委員会に協議が必要です。

小谷村埋蔵文化財分布地図



※昭和 56 年 4 月発行 小谷村埋蔵文化財分布調査報告書 P5 抜粋

小谷村遺跡一覧表

番号	遺跡名	旧石器	縄文					弥生	古墳時代	古墳時代以降	所在地区
			早期	前期	中期	後期	晩期				
1	中股の平畑								○		北小谷
2	横川								○	○	
3	大網の屋敷								○	○	
4	大月平					○					
5	うんの木平		時期不詳								
6	大稗田		時期不詳								中土
7	すはま		時期不詳								
8	柏木					○					
9	経塚		時期不詳								
10	番場								○		南小谷
11	郷長		時期不詳								
12	小丸	○	○	○	○						
13	中段		時期不詳								
14	宮の下						○				
15	小坂		時期不詳								
16	立屋									○	
17	黒川城址			○		○		○	○	○	
18	蔵平							○		○	
19	杳掛			○						○	
20	蛇沢			○							
21	親の原		○	○						○	
22	丸山		○								
23	山の神			○		○					
24	小うと			○		○				○	
25	桐山					○				○	
26	かやば頂上附近		時期不詳							○	
27	ぶんどびやくぼ					○				○	
28	下の高でっき		○	○		○					
29	かやば東麓				○						
30	林がしら		○	○						○	
31	辛崎					○					
32	さとんぼ										
33	経塚										

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和3年2月26日	変更計画案による意見聴取	林業関係者
令和6年1月20日	変更計画案による意見聴取	林業関係者

2 公告・縦覧期間

(当初) 令和3年1月20日 ～ 令和3年2月22日
 (第1回変更) 令和4年1月27日 ～ 令和4年2月28日
 (第2回変更) 令和5年1月27日 ～ 令和5年2月28日
 (第3回変更) 令和6年1月26日 ～ 令和6年2月28日
 (第3回変更) 令和7年1月23日 ～ 令和7年2月25日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏 名	備 考
観光地域振興課 農林係	主事	飯島 隆裕	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所 属	課・係	職	氏 名	備 考
北アルプス地域振興局	林務課普及林産係	主任森林経営専門技術員	太目 辰也	
北アルプス地域振興局	林務課普及林産係	森林保護専門員	山口 健太	

5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備 考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	